

第4章 現状と課題

国史跡鹿児島城跡に関する保存活用計画については、前述のとおり、県指定史跡を対象とした「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」及び国の天然記念物及び史跡を対象とした「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」が策定されている。

本章では、追加指定により「城山」地区と「居館」地区とを一体的に取り扱うこととなった国史跡鹿児島城跡の保存管理に関する現状と課題について、これら従前の計画も参照しつつ整理する。

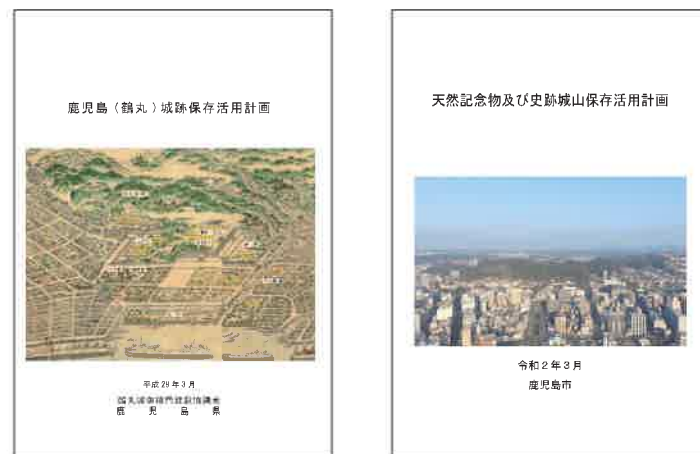


図4-1 （左）鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画 （右）天然記念物及び史跡城山保存活用計画

第1節 保存管理の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

保存管理の現状と課題について過去の計画を参照すると、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」では、法的保護、石垣及び建物跡等の遺構の保存状況について取り上げられ、保存状況が十分ではないことを課題としている。「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、天然記念物と史跡の共通項目として、自然災害が城山の植生や遺構に影響を与えていることが挙げられ、指定範囲の検討や災害対策・復旧方法が課題とされている。さらに史跡については、指定地内に上山城、鹿児島城や西南戦争の遺構が残存していることが挙げられ、遺構の状況把握や計画的な調査の実施を課題としている。

2 現状と課題

現状について、土地の所有関係は従前の計画から、面積は少ないものの、民有地が追加された。指定地の多くを占める鹿児島市有地は、その全域が、都市公園（風致公園）「城山公園」となっており、現在公園内に設置されている4本の市道（市道城山登山線、市道照国神社上線、市道城山公園線、市道草牟田城山線及び城山公園遊歩道）を含め、鹿児島市が管理している。

「居館」地区では、県有地には黎明館及び県立図書館及び関連施設があり、市有地には城山公園の一部（探勝園）がある。県の両施設の敷地内には、本丸跡（堀を含む）及び二之丸跡の石垣が保存されており、各施設がそれぞれ管理者としての管理を

行っている（本丸石垣：黎明館、二之丸石垣：県立図書館）。

なお、本丸跡及び二之丸跡の石垣については、県（黎明館及び文化振興課）が「石垣カルテ」及び調査報告書を作成した上で、黎明館が専門家の指導に基づき本丸跡及び二之丸跡石垣の複数か所にゲージを設置して定点観測を行っている。この他、黎明館は、令和２年度に建設した御楼門の維持管理、堀の清掃や樹木の維持管理を行っており、県立図書館は、二之丸跡石垣周辺の樹木の維持管理を行っている。

文化財保護法に基づく保存管理として、県文化財保護指導委員が定期的に巡視し、史跡及び天然記念物の保存状況を市及び県の教育委員会に報告している。報告を受けた市及び県の教育委員会は、内容を確認し、必要に応じて文化庁に報告するとともに復旧等の措置を取っている。

この他、「城山」地区については、森林法による森林地域（一部保安林）、都市計画法による高度地区（最高20m）、宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域の指定を受けており、さらに、一部は急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に指定され、それぞれの所管法令に基づき、関係行政機関が管理している。

「居館」地区については、宅地造成規制法による宅地造成工事規制区域に指定されているほか、「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって景観形成基準が定められている。

従前の計画と現在の状況を踏まえると、文化財保護法に基づく保護については令和５年の追加指定により一定の改善が図られ、石垣や建物跡等の遺構についても、維持管理や顕在化について一定の取組がなされてきている。

他方、「城山」地区については、天然記念物及び史跡城山保存活用計画を踏まえた遺構の保存と状況把握（切岸や土塁上に生育し遺構の保存や景観に影響を及ぼしている植生の管理対策など）が課題として継続している。

「居館」地区の石垣については、黎明館が、上記した定点観測のデータをもとに引き続き適切に維持管理し、報告書の記載内容等に基づき石垣の変異や変状等を早期に発見し、維持管理していく必要がある。また、本丸跡及び二之丸跡石垣周辺に生育している樹木等についても、黎明館及び県立図書館と連携して石垣への影響を観測し維持管理していくことが必要である。

黎明館及び県立図書館については、史跡の追加指定等に向けた発掘調査の結果から、両館とも敷地内の地下遺構の残存状況について改めて調査する必要がある。また、当面の間、史跡のガイダンス施設として、設置規則の改正等、ガイダンス施設としての位置付けに必要な手続をとることに關して検討する必要がある。

あわせて、両館とも、駐車場等の関連施設を含めた、施設の維持管理や増改築計画など今後の取扱いと史跡の維持管理行為について、整理・調整する必要がある、課題として継続している。

なお、指定地について、文化財保護法第120条に基づく管理に必要な標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲いその他の施設を設置する必要もある。

3 課題の整理

保存管理の課題について、あらためて次のとおり整理する。

- ・ 「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」を踏まえた、遺構の保存と現状把握
- ・ 石垣の維持管理（石垣周辺の樹木の伐採等を含む）
- ・ 黎明館及び県立図書館の維持管理と史跡の維持管理の調整
- ・ 文化財保護法第120条に基づく管理に必要な施設の設置

4 指定地外の「鹿児島城」について

「鹿児島城」は3つの地区からなり、文化財指定地の外にも城域が想定されている。これらの区域は、都市計画法に基づく第2種住居地域及び商業地域等に指定されており、現状と課題については、おおむね次のとおりである。

「城山」地区の一部と「居館」地区の多くは、都市計画法に基づく地域指定の他、文化財保護法第95条に定める周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、包蔵地内で掘削が行われる際は、主に鹿児島市が発掘調査を実施し、地下遺構の状況等を確認している。

他方、「城下」地区については、国の施設、県や市の公共施設や商業施設が林立する、鹿児島市の中心市街地となっており、周知の埋蔵文化財包蔵地になっている地点は少なく、地下遺構の状況等の確認も十分ではないが、地割や小字に城下絵図と合致する土地があったり、従前の掘削で発見され、土地所有者の理解と協力のもと露出展示されている石管水道があるなど、鹿児島城に関する潜在的な情報が残存している可能性が想定される。

さらに、指定地（「城山」地区）の南西には、国史跡鹿児島城跡本丸及び上山城跡の推定地が隣接し、北西には、谷を隔てて「西郷洞窟」、「岩崎谷口」や西南戦争時の堡塁と考えられる施設など、国史跡鹿児島城跡の文化財的価値を構成する要素となりうる遺構等が分布する尾根がある。

県及び市は、これら文化財指定地の外に想定されている城域について、今後発掘調査や資料調査などの様々な調査を行い、その結果を踏まえてこれらの地区に対する文化財保護法上の保存と管理の必要性について検討していく必要がある。



図 4-2 平成23・24年度金属探査等調査（鹿児島市教委）（天然記念物及び史跡城山保存活用計画から転載）

5 各構成要素別一覧表

(1) 本質的価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	現 状	課 題	
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ----- ・ 土塁、曲輪、切岸、空堀 ・ 西南戦争の堡塁跡	都市公園、森林地域、 高度地区、宅地造成 工事規制区域	・ 史跡と天然記念物の維持管理行 為の調整 ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の状 況把握 ・ 災害対策及び復旧方法の検討	
	大手口 ----- ・ 地下遺構、石段、排水溝	宅地造成工事規制区 域、都市公園	・ 構成要素に関する所管法令等によ る維持管理行為の調整（特に 道路と史跡） ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の状 況把握 ・ 災害対策及び復旧方法の検討	
	登城道 ----- ・ 石段、排水溝、枅形	市道照国神社上線、 都市公園、森林地域、 宅地造成工事規制区 域		
	水利施設 ----- ・ 近衛の水、市道沿いの湧 水	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域	・ 史跡と天然記念物の維持管理 行為の調整 ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の 状況把握 ・ 災害対策及び復旧方法の検討	
	急峻に切り立つ旧地形 ----- ・ 切岸に利用された急斜面	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域、急傾斜地崩壊危 険区域	・ 構成要素に関する所管法令 等による維持管理行為の調整 （特に道路と史跡） ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の 状況把握 ・ 災害対策及び復旧方法の検討	
	「居館」地区	本丸跡 ----- ・ 地下遺構、礎石等 ・ 石垣及び背面構造 ・ 排水溝、本丸御庭の石材 等	宅地造成工事規制区 域、景観計画区域	・ 石垣、堀の維持管理 ・ 施設と史跡の維持管理行為の 調整 ・ 施設の取扱い ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の 状況把握
		二之丸跡 ----- ・ 外御庭等の地下遺構 ・ 石垣及び背面構造 ・ 探勝園の園地	都市公園、宅地造成 工事規制区域、景観 計画区域	・ 石垣の維持管理、伐採等 ・ 施設及び公園と史跡の維持管 理行為の調整 ・ 施設の取扱い ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の 状況把握

(2) 本質的価値に準じる価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・ 西郷軍本営跡 ・ 植生（天然記念物）	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	・ 史跡と天然記念物の維持管理行為の調整 ・ 城跡及び西南戦争関連遺構の状況把握 ・ 災害対策及び復旧方法の検討
	大手口	宅地造成工事規制区域、都市公園	
	登城道 ・ 植生（天然記念物）	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設 ・ 植生（天然記念物）	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	
「居館」地区	本丸跡	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
	二之丸跡	都市公園、宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
両地区共通	城絵図・城下絵図等 ・ 鹿児島城跡関連文書 ・ 城絵図・城下町絵図・錦絵 ・ 古写真	・ 黎明館での保管、展示 ・ 県立図書館での保管、展示 ・ 国会図書館等での保管、展示	・ 黎明館、県立図書館での展示、活用の工夫 ・ 各保管施設での適切な保管、管理
	発掘調査の出土遺物等 ・ 茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・ 黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・ 西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	・ 黎明館での保管、展示 ・ 県立埋蔵文化財センターでの保管、展示	
	地形、地質 ・ 火山灰台地 ・ 火砕流堆積層、城山層	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	

(3) 本質的価値以外の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・ 石仏十三体、行幸記念碑、中芬義芳碑 ・ 解説板 ・ 市道及び関係施設 ・ 便益施設、駐車場、商店等	都市公園、森林地域、高度地区、宅地造成工事規制区域	・ 史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・ 国史跡以外の文化財について、国史跡との関連を示す解説板への修正 ・ 老朽化した商店等への対応
	大手口 ・ 砂防ダム	宅地造成工事規制区域、都市公園	・ 史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更
	登城道 ・ フェンス、解説板	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設 ・ 解説板	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	・ 解説板の修正、設置
	急峻に切り立つ旧地形 ・ 治山施設	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	・ 史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・ 解説板の設置
	本丸跡 ・ 御楼門、石垣構造の展示物、篤姫像等 ・ 黎明館、旧制七高施設	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	・ 像等の解説板の修正 ・ 施設の取扱い
	二之丸跡 ・ 三公銅像、ニコラス殿下碑等 ・ 県立図書館	都市公園、宅地造成工事規制区域、景観計画区域	
「居館」地区			

(4) 指定地外における本質的価値に関連する構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素	現 状	課 題
「城山」地区周辺	本丸、二之丸跡 ・上山城跡 ・新照院口、岩崎谷口等 ・西郷洞窟、西南戦争の堡壘跡等 ・西郷隆盛終焉の地 ・城山ホテル鹿児島	宅地造成工事規制区域	・発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定
	大手口	宅地造成工事規制区域、都市公園	・未指定範囲の、史跡（及び天然記念物）への追加指定
	登城道 ・石段、排水溝	市道照国神社上線、都市公園、森林地域、宅地造成工事規制区域	
	水利施設	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域	
	急峻に切り立つ旧地形	都市公園、保安林、宅地造成工事規制区域、急傾斜地崩壊危険区域	
「居館」地区周辺	本丸跡 ・御廨跡 ・南北の堀 ・鹿児島医療センター	宅地造成工事規制区域、景観計画区域	・発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定 ・施設の取扱い
	二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地		
「城下」地区周辺	・名山遺跡、垂水・宮之城島津家屋敷跡、鹿児島城跡（犬追物馬場・火除地）、造土館・演武館跡 ・南北の堀		・発掘調査、資料調査等の実施による遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直し、新規設定

第2節 活用の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

活用の現状と課題について過去の計画を参照すると、「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、まず共通の現状として、市のホームページ等で周知広報を行っていること、城山展望台でボランティアによる案内があること、国内外の観光客数は増加しているが学校教育やイベント会場としての活用が少ないことが上げられ、多言語化などさらなる周知広報や、周辺の文化施設（県立博物館等）との連携が課題とされている。さらに史跡については、西南戦争の地として広く周知されているが上山城や鹿児島城であったことの認知度が低いとして、城跡の周知広報や、当時の施設をイメージできるような遺構の表示が課題とされている。

2 活用の現状と課題

「城山」地区の活用については、「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」が指摘した状況が、おおむね現在も継続している。明治18年（1885）、県内で初めて県営公園に指定されたのち、昭和33年（1958）に、ほぼ全域が鹿児島市の都市公園に指定されて以来、地域住民の散策や健康増進の場などとして大切に活用されているとともに、明治10年（1877）に勃発した国内最後の内戦である西南戦争における最後の激戦地であり、西郷軍の総大将である西郷隆盛の終焉の地として、全国的に広く周知されている。

鹿児島市では、景観計画において「城山展望台から桜島への眺望確保範囲」及び「沖防波堤突端から城山への眺望確保範囲」を設定し、前者は城山を視点場として桜島や錦江湾の眺望を、後者は鹿児島港の防波堤を視点場として市内から城山（国史跡鹿児島城跡「城山」地区）の眺望を確保するよう定めている。

ボランティアによる案内については、市の公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会が運営する「まち歩き観光ステーション」のモデルコースのひとつに「居館」地区から「城山」地区までを設定し、登録されたボランティアの語り部が、主に毎週土曜日と日曜日に、県内外の観光客を対象に案内をしているなど、令和元年度頃に比べて内容を充実させている。

また、県と市では、令和元年（2019）5月に文化庁に認定された日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」において構成文化財の一つに鹿児島城を位置付け、連携して活用に取り組んでいる。

この他、「城山」地区を、鹿児島を代表する観光地として県及び市それぞれのホームページやガイドブック等で紹介している。

一方、「居館」地区については、廃城直後から、公共施設の設置などを中心とした再利用が進んでいる。

県では、「鹿児島城跡VRアプリ」という、本丸及び御楼門周辺の当時の風景や攻防戦を模したゲームや薩摩藩にちなんだクイズを楽しんでもらうアプリを開発しているほか、黎明館において国史跡鹿児島城跡を解説する講座や多言語対応の解説板の設置などの取組を行っている。

活用に関する課題としては、史跡の文化財的価値を証する遺構が、植生に覆われていたり現在の建築物等にまぎれてしまっているなどして、史跡の文化財的価値が潜在化していることである。特に、「居館」地区の場合、国史跡鹿児島城跡の文化財的価値が潜在化して長い期間が経過しており、「城山」地区を含めて国史跡鹿児島城跡の一部であるということについての県民・市民の認知度の改善に努める必要がある。

また、「城山」地区は国の天然記念物及び史跡、「居館」地区はその一部が県指定史跡と、別々に指定され保存活用されてきたため、一体的な活用ができてこなかった点もある。

あわせて、引き続き、ガイドブックの更新や、各所の解説板の更新や必要な地点への新設及び多言語化、さらにはボランティアの研修や調査成果に基づく新たな観光コースの設定などを行い、史跡の文化財的価値の周知広報を図っていくことも必要である。

3 史跡の周辺地域との連携

「居館」地区の隣接地や、周辺の「城下」地区は、県や市の計画において一体のエリアとして扱われている。

「城下」地区には、鹿児島市立美術館、かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、国登録有形文化財（建造物）の鹿児島市中央公民館、鹿児島県立博物館や旧興業館（登録文化財名称「鹿児島県立博物館考古資料館」）など、県内で最も県と市の文化施設が集中している。これらの施設は、平成9年から「かごしま文化ゾーン連絡会」という組織を結成し、連携したテーマによる展示やスタンプラリーなどを開催してきているが、国史跡鹿児島城跡の追加指定後は、国史跡鹿児島城跡にちなんだ展示等を実施するなどして、地区の活性化に取り組んでいる。

また、鹿児島市は、これらの施設がある区域について、「第2期鹿児島市中心市街地活性化基本計画」（H25～29）において「歴史・文化ゾーン」として計画対象区に追加するとともに、同区域を「歴史と文化の道地区景観計画」（H31）の対象区域に設定し、建築物の建築等について景観形成基準を定めるなどの取組を行っている。

最近では、歴史・文化ゾーンの魅力的な夜間景観の形成に向けた基本計画案を作成するなど、新たな活用策の検討に着手している。

今後は、かごしま文化ゾーン連絡会等による歴史・文化ゾーンの活性化をとおした、国史跡鹿児島城跡の文化財的価値を伝えるための様々な取組みについても、引き続き関係機関が連携していく必要がある。

また、鹿児島市においては、市が定めている計画等において、国史跡鹿児島城跡の文化財的価値を活かしたまちづくりについて検討していくことが求められる。

4 課題の整理

活用の課題について、改めて次のとおり整理する。

- ・ 史跡の文化財的価値を証する遺構が潜在化しており、簡単に活用することが難しい
- ・ 「「城山」地区と「居館」地区でひとつの城である」ことが伝わる活用
- ・ ガイドブックや解説板等の更新や多言語化、ボランティア研修等による周知広報が必要



図4-3 活用の様子（天然記念物及び史跡城山保存活用計画から転載）

5 各構成要素別一覧表

(1) 本質的価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・土塁、曲輪、切岸、空堀 ・西南戦争の堡塁跡	・都市公園、観光地として活用	・城跡及び西南戦争の遺構の顕在化 ・解説板等の設置、更新等 ・ボランティアによる案内の向上
	大手口 ・地下遺構、石段、排水溝		
	登城道 ・石段、排水溝、枅形		
	水利施設 ・近衛の水、市道沿いの湧水		・解説板等の設置、更新等 ・地形、地質に関する解説板の設置等 ・ボランティアによる案内の向上
	急峻に切り立つ旧地形 ・切岸に利用された急斜面	・一部は展望台として活用	・史跡に関する解説板等の設置、更新 ・地形、地質に関する解説板等の設置 ・ボランティアによる案内の向上
「居館」地区	本丸跡 ・地下遺構、礎石等 ・石垣及び背面構造 ・排水溝、本丸御庭の石材等	・現地保存された遺構の地表展示 ・石垣、堀や御楼門の解説 ・黎明館内の展示、解説 ・「歴史・文化ゾーン活性化事業」によるイベント	・解説板等の設置、更新等 ・現地保存された遺構の活用 ・石垣、堀や御楼門の活用 ・VRアプリの活用 ・ガイドンス施設としての黎明館活用 ・「歴史・文化ゾーン活性化事業」の改善 ・ボランティアによる案内の向上
	二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地	・石垣、堀の解説 ・図書館所蔵資料の展示、解説 ・「歴史・文化ゾーン活性化事業」によるイベント ・都市公園としての活用	・鹿児島城の価値の顕在化 ・現地保存された遺構の活用 ・解説板等の設置、更新等 ・石垣の活用 ・VRアプリの改善 ・ガイドンス施設としての図書館の活用 ・「歴史・文化ゾーン活性化事業」の改善 ・ボランティアによる案内の向上

(2) 本質的価値に準じる価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・西郷軍本営跡 ・植生（天然記念物）	・都市公園、観光地として活用	・城跡及び西南戦争の遺構の顕在化 ・解説板等の設置、更新等 ・ボランティアによる案内の向上 ・ガイドブック等の多言語化 ・上記活動の周知広報
	大手口		
	登城道 ・植生（天然記念物）		
	水利施設 ・植生（天然記念物）		
「居館」地区	本丸跡	・現地保存された遺構の地表展示 ・石垣、堀や御楼門の解説 ・黎明館内の展示、解説 ・「歴史・文化ゾーン活性化事業」によるイベント	・城跡及び西南戦争の遺構の顕在化 ・解説板等の設置、更新等 ・ボランティアによる案内の向上 ・ガイドブック等の多言語化 ・上記活動の周知広報
	二之丸跡	・遺構の現地保存 ・石垣、堀の解説 ・図書館所蔵資料の展示、解説 ・都市公園としての活用	
両地区共通	城絵図・城下絵図等 ・鹿児島城跡関連文書 ・城絵図・城下町絵図・錦絵 ・古写真	・黎明館での保管、展示 ・県立図書館での保管、展示 ・国会図書館等での保管、展示	・黎明館、県立図書館での展示、活用の工夫及びこれらの活動の周知広報 ・各保管施設での適切な保管、管理
	発掘調査の出土遺物等 ・茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	・黎明館での保管、展示 ・県立埋蔵文化財センターでの保管、展示	
	地形、地質 ・火山灰台地 ・火砕流堆積層、城山層		

(3) 本質的価値以外の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・石仏十三体、行幸記念碑、中芬義芳碑 ・解説板 ・市道及び関係施設 ・便益施設、駐車場、商店等	・都市公園、観光地として活用	・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・国史跡以外の文化財について、国史跡との関連を示す解説板への修正
	大手口 ・砂防ダム	・都市公園、観光地として活用	・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更
	登城道 ・フェンス、解説板	・市道として活用	
	水利施設 ・解説板	・都市公園、観光地として活用	・解説板の修正、設置
	急峻に切り立つ旧地形 ・治山施設		・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・解説板の設置
「居館」地区	本丸跡 ・御楼門、石垣構造の展示物、篤姫像等 ・黎明館、旧制七高施設	・観光地、文化施設として活用	・像等の解説板の修正 ・既存文化施設の取扱い
	二之丸跡 ・三公銅像、ニコラス殿下碑等 ・県立図書館	・都市公園、文化施設として活用	

第3節 調査の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

調査の現状と課題について過去の計画を参照すると、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」では、「城郭の範囲が不明瞭」であることや「遺構の所在が不明瞭」であること等を挙げ、前者については「城山」地区で未調査箇所が多いために近世初頭の山城の特色等が不明瞭であること、後者については土塁の位置や規模等がわかりにくいことや主要な地下遺構の情報を知る手がかりが少ないことを課題としてあげている。

「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、「第2章第3節(2)史跡城山の概要」において現状やこれまでの調査事例を紹介しており、指定地内及びその周辺に複数の遺構が確認されていることから、今後調査等を進め、必要に応じて指定地の拡大等の検討が必要となることを課題としている。

2 現状と課題

調査に関する現状と課題については、史跡の追加指定及び追加指定に向けた諸調査の実施など、従前の計画で挙げられた課題を改善した部分もみられるが、「鹿児島城

の範囲」などについては、絵図に対する分析が継続しているものの、それに基づく発掘調査の実施などはなされていないなど、引き続き取組が必要な課題も多い。以下、調査方法ごとに整理する。

(1) 発掘調査

ア 史跡指定地内

「城山」地区の現状は、山城部分及び大手口周辺において、県及び市の教育委員会により、国史跡追加指定の際に部分的な発掘調査及び調査地周辺の地形測量を実施している。

また、県では、「城山」地区において城郭構造確認を目的とした縄張調査や現況測量を実施している。

「居館」地区の現状は、県及び市の教育委員会により、黎明館などの既存施設の建設や、北御門近くの堀石垣崩落の復旧に伴う発掘調査など、開発に伴う記録保存調査が行われたほか、国史跡追加指定の際に、石垣部分を中心に、二之丸跡や大奥の推定地などに部分的な発掘調査を実施している。

御楼門建設の際には、石畳や地下遺構への影響を回避するための情報を得るため、保存目的の発掘調査が行われている。なお、御楼門は、地盤や礎石に対する荷重試験をはじめとする様々な試験を行い、専門家による検討を踏まえて、石畳や地下遺構等を現状保存する工法が採用された上で、建設されている。

また、追加指定後は、石垣カルテ作成のための現況測量調査が行われている。

従前の計画で上げられたものを含めた課題としては、国史跡追加指定後に中断している、「城山」地区及び「居館」地区で潜在化している遺構などの残存状況等を把握するための調査（詳細測量調査、縄張調査、発掘調査及び各調査報告書の刊行）、石垣の構造解明のための発掘調査や3次元測量調査等を再開させ、国史跡鹿児島城跡の本質的価値に関する客観的情報を充実させていく必要がある。石垣については、修復事業の着手、定点観測の結果等や他史跡における石垣修復事業の状況等に応じて、追加の測量調査等についても検討していく必要がある。

さらに、御楼門建設に伴う国史跡鹿児島城跡の保全整備事業において、「居館」部分を対象に実施された地下水位調査についても、周辺の開発事業の状況や国史跡鹿児島城跡整備事業の着手等に応じて、専門家の指導助言も踏まえながら、再開等について検討していく必要がある。

イ 史跡指定地外

具体的には、指定地の近隣で周知の埋蔵文化財包蔵地「鹿児島（鶴丸）城跡」、「名山遺跡」や「造士館・演武館跡」になっている範囲、及び本計画で「鹿児島城の範囲」とした範囲のうち埋蔵文化財包蔵地になっていない部分である。

これらの範囲では、市教育委員会により、土地所有者等の協力が得られた場合には、開発対応に伴う事前の発掘調査が行われている。

課題としては、絵図の分析等から想定されている「鹿児島城の範囲」に対す

る、発掘調査等の実施による範囲の確定、及び追加指定に向けての取組がある。

ただ、これら「鹿児島城の範囲」には公共施設に加えて民間の土地も数多くあることから、土地所有者の理解と協力のもと、県教育庁及び市教育委員会が連携して、発掘調査や測量調査等を行い、その成果を踏まえ、範囲の確定や追加指定に向けて取り組んでいく必要がある。

また、場合によっては、範囲の確定や追加指定の前に、県教育庁による周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲変更等を行い、文化財保護の仕組み等に関する土地所有者の理解と協力を得ていく取り組みを行う必要がある。

(2) 資料調査

文献や絵図などの資料については、国史跡追加指定及び石垣調査の際に調査がなされ、報告書にまとめられている。

課題としては、遺構・遺物については、今後の整備目的等の調査による成果を踏まえた、既存の調査成果等の再調査などを行う必要がある。

文献等の資料については、石垣調査報告書の刊行以降、調査が中断しているため、再開する必要がある。

3 課題の整理

調査の課題について、改めて次のとおり整理する。

- ・ 指定地内において潜在化している遺構の残存状況等の把握
- ・ 指定地内の石垣の構造解明
- ・ 指定地等の地下水位の把握
- ・ 遺構、遺物に関する評価
- ・ 文献等調査の休止
- ・ 「鹿児島城の範囲」の確定、追加指定及び周知の埋蔵文化財包蔵地決定



能舞台跡橋掛り検出状況

庭園状遺構の庭石

図4-4 従前の発掘調査の様子（県埋セ発掘調査報告書(215)から転載）

第4節 整備の現状と課題

1 従前の計画における現状と課題

整備の現状と課題について過去の計画を参照すると、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」では、遺構の保存状況に不十分な点がみられるとして、石垣、堀や御楼門橋等を例示し、変状や損傷が課題としているほか、国史跡鹿児島城跡の内容を訴える遺構が少ないとして「居館」地区の大部分が文化施設で占有されていることや遺構の所在が不明であることを課題としている。「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」では、共通事項として自然災害による被害想定及び被害に応じた対応の検討を課題としてあげ、史跡については城跡や西南戦争をイメージできるような遺構表示等が必要としている。

2 現状と課題

整備の現状と課題について、従前の計画で挙げられた課題の多くは、現在も継続している状態といえるが、いくつか改善に向けた取組もなされてきている。

まず、遺構表示については、「居館」地区の一部である黎明館の敷地では、御楼門建設等に伴う近年の発掘調査の結果、黎明館前庭や同館駐車場など、主要施設以外の用地には、国史跡鹿児島城跡の遺構が保存されている可能性があることが判明したことから、御楼門周辺の修景整備の際に、一部の遺構については露出展示や地面表示といった整備を行っている。西南戦争関連では、御楼門の枅形に残る当時の砲弾痕等について、解説板を設置している。この他、黎明館駐車場では大奥の施設の一部と考えられる遺構を、県立図書館の敷地では絵図に記された堀の一部を確認している。

また、本丸跡及び二之丸跡の石垣について、県では、状況を把握して石垣カルテを作成するとともに、石垣修復の緊急度・優先度について評価した報告書を作成している。そして、本丸石垣の近くに、国史跡鹿児島城跡の石垣で確認できる積み方を再現した展示物を設置している。この他、御楼門橋については、コンクリート等で補修されていた部材を石材に戻すなどの修復整備を行っている。

自然災害への対応については、近年は大規模な崩落等の発生こそないものの、「城山」地区の散策路沿いでは小規模な崩落が発生している箇所もあり、市が、天然記念物の保存に配慮した植生マットの敷設等や倒木の除去などの対応を取っている。また、市道沿いなどで切岸に利用された急斜面付近には、転落防止のための柵やフェンスなどを設置しているほか、登城道では手摺りなども設置している。

その他、「城山」地区は、県から急傾斜地崩落危険区域に指定されており、市のハザードマップも作成されている。

継続している課題としては、遺構展示について、「城山」地区においては、天然記念物の保存活用計画との慎重な調整を行い、史跡と天然記念物の保存を両立できる方法を検討していく必要がある。「居館」地区については、最近の発掘調査で確認された遺構の復元展示に向けて、既存施設の運用と調整しつつ様々な検討を進め、遺構展示の充実を図っていく必要がある。また、黎明館及び県立図書館については、今後、史跡のガイダンス施設としての機能を追加する必要がある。

また、追加指定により取り組むことができるようになったこととして、「城山」地区と「居館」地区の「国史跡鹿児島城跡」としての一体的な整備がある。現状、主に設置者の違いによる複数のデザインの解説板がたてられており、統一的なデザイン等の解説板の設置や測量調査の成果に基づく立体模型など様々な方法を駆使して、国史跡鹿児島城跡の本質的価値をわかりやすく伝える整備の実施が求められる。

次に、石垣調査報告書に基づいた、石垣の維持管理のための整備、及び危険度が高いと判定された部分についての保存整備方法の検討である。特に、「危険度が高い」と判断された地点の修復については整備を急ぐ必要がある。

自然災害による被害想定及び被害に応じた対応と史跡整備の検討がある。近年の気象状況を踏まえると、今後は、これらの情報をもとに、指定地での危険箇所の把握、気象情報をもとにした立入禁止措置や見学者の避難誘導対策などを検討、運用していく必要がある。ただし、城の構造や現況地形の維持と崩壊防止対策の両立には、地質の特性から難しい面もある。関係機関は、危険木の伐採や効果的な工法の模索など、地道に対策を探ることが求められる。なお、崩落等の災害が発生した際には、人命・財産の救助を第一とした上で、その後の史跡の復旧が可能な場合は確実に実施できるよう必要な記録が取れるよう対処する必要もある。

なお、御楼門以外の鹿児島城関連の歴史的建造物の復元的整備については、史跡景観の向上に寄与すると考えられるものの、御楼門同様、資料が限られること、予定地の発掘調査や石垣等基礎部分の耐圧試験などの情報収集が必要であることに加え、民意や財政状況等の世情など、様々な検討を踏まえて慎重に計画していく必要がある。

他方、鹿児島市が策定している「中心市街地活性化基本計画」や「歴史と文化の道地区景観計画」の改訂が行われる場合は、史跡及び天然記念物の文化財的価値を踏まえた改訂となるよう努める必要がある。

3 課題の整理

整備の課題について、改めて次のとおり整理する。

- ・ 史跡の整備と天然記念物の保存の両立
- ・ デザインの統一等による一体的な展示・解説
- ・ 石垣調査報告書に基づいた石垣の維持管理、修復整備
- ・ 自然災害への対応（危険箇所の把握、避難誘導対策等）

4 史跡指定地外の活用及び整備について

現状は、開発に伴う発掘調査により、指定地周辺において、国史跡鹿児島城跡に関連する遺構や遺物が発見されている事例はあるが、それらの成果を踏まえた展示は、黎明館等の県や市の展示施設で実施されているものの、発見場所での解説板の設置等の整備は特に行われていない。

今後、市及び県は、指定地外においても様々な手段を講じて発掘調査成果を公開し、史跡や「鹿児島城の範囲」に関する県民・市民の理解増進を図る必要がある。



図4-5 整備の現状（左：境界フェンス、右：転落防止柵）

5 各構成要素別一覧表

(1) 本質的価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・土塁、曲輪、切岸、空堀 ・西南戦争の堡塁跡	・転落防止等設備の整備 ・都市公園の整備 ・散策路の整備 ・解説板の設置	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 ・防災対策及び天然記念物の保存と調和した遺構の顕在化 ・防災事業と史跡（及び天然記念物）の保存との調整
	大手口 ・地下遺構、石段、排水溝		
	登城道 ・石段、排水溝、枡形		
	水利施設 ・近衛の水、市道沿いの湧水		
	急峻に切り立つ旧地形 ・切岸に利用された急斜面		
「居館」地区	本丸跡 ・地下遺構、礎石等 ・石垣及び背面構造 ・排水溝、本丸御庭の石材等	・遺構の現地保存 ・現地保存した遺構の展示（一部） ・施設内での展示解説 ・施設建設に伴う発掘調査報告書	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 ・石垣（御楼門及び堀を含む）の修復、樹木等の伐採等 ・現地保存された遺構の展示 ・庭園の復元 ・既存施設の史跡ガイダンス施設としての整備 ・御楼門以外の建造物等の復元の検討
	二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地		

(2) 本質的価値に準じる価値の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・西郷軍本営跡 ・植生（天然記念物）	・転落防止等設備の整備 ・都市公園の整備 ・散策路の整備 ・解説板の設置	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 ・防災対策及び天然記念物の保存と調和した遺構の顕在化 ・防災事業と史跡（及び天然記念物）の保存との調整
	大手口		
	登城道 ・植生（天然記念物）		
	水利施設 ・植生（天然記念物）		
「居館」地区	本丸跡		
	二之丸跡		
両地区共通	城絵図・城下絵図等 ・鹿児島城跡関連文書 ・城絵図・城下町絵図・錦絵 ・古写真	・黎明館での保管、展示 ・県立図書館での保管、展示 ・国会図書館等での保管、展示	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 ・各施設での展示、活用の工夫
	発掘調査の出土遺物等 ・茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	・黎明館での保管、展示 ・県立埋蔵文化財センターでの保管、展示	
	地形、地質 ・火山灰台地 ・火砕流堆積層、城山層	・転落防止等設備の整備 ・都市公園の整備 ・散策路の整備	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 ・防災対策及び天然記念物の保存と調和した遺構の顕在化 ・防災事業と史跡（及び天然記念物）の保存との調整

(3) 本質的価値以外の構成要素の現状と課題

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・石仏十三体、行幸記念碑、中芥義芳碑	・転落防止等設備の整備 ・都市公園の整備 ・散策路の整備 ・解説板の設置	・防災事業と史跡（及び天然記念物）の保存との調整 ・史跡と天然記念物の景観の向上に寄与するような、外観の改修や部材の変更 ・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 (国史跡以外の文化財について、国史跡との関連を示す解説板への修正)
	・解説板		
	・市道及び関係施設		
	・便益施設、駐車場、商店等		
	大手口		
	・砂防ダム		
	登城道		
	・フェンス、解説板		
「居館」地区	水利施設	・解説板の設置 ・国史跡鹿児島城跡関連資料の展示解説	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 (像等の解説板の修正) ・既存施設の史跡ガイダンス施設としての活用 ・施設の取扱い
	・解説板		
	急峻に切り立つ旧地形		
	・治山施設		
	本丸跡		
	・御楼門、石垣構造の展示物、篤姫像等		
「居館」地区	・黎明館、旧制七高施設	・解説板の設置 ・国史跡鹿児島城跡関連資料の展示解説	・国史跡鹿児島城跡としての一体的な展示解説 (像等の解説板の修正) ・既存施設の史跡ガイダンス施設としての活用 ・施設の取扱い
	二之丸跡		
	・三公銅像、ニコラス殿下碑等		
	・県立図書館		

第5節 体制の現状と課題

現状は、国史跡鹿児島城跡の土地所有者が、文化財保護法を順守しそれぞれ管理している。

令和6年度からは、土地所有者の理解と協力のもと、国史跡鹿児島城跡がある土地等にかかる法令等を所管する関係課で構成する「担当者会議」を設け、国史跡鹿児島城跡に関する維持管理を含めた事業等の共有や調整等を行っている（事務局：鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課鹿児島城跡保全整備班。）

鹿児島県教育庁文化財課及び鹿児島市教育委員会文化財課は、文化財保護法等に基づき、国史跡鹿児島城跡の保存と活用に関する総合的な調整等を行っている。

課題として、県及び市ともに、国史跡鹿児島城跡の保存活用の実務及び保存活用に関する調査研究を主な事務分掌とする組織体制がないことが挙げられる。

1 維持管理等に係る行政機関等

(1) 「城山」地区

大部分を占める城山公園は、市公園緑化課が所管している。急傾斜地崩壊危険区域等の指定については、県土木部砂防課が所管している。森林法所管課も、保安林の管理業務など、業務の内容によっては関係する。

また、市道城山登山線など市道4線は、市道路管理課が所管している。

国史跡鹿児島城跡の本質的価値の構成要素のひとつの「大手口」は、一部が民有地である。

(2) 「居館」地区

本丸跡である黎明館及び二之丸跡の一部である県立図書館は、管理する敷地内に石垣や地下遺構などの本質的価値の構成要素がある。

城山公園の一部である「探勝園」は、地下遺構や水路遺構などの本質的価値の構成要素を含め市公園緑化課が所管している。

2 保存修理、整備及び追加指定等のための調査機関

国史跡に関する機関として、発掘調査については、県立埋蔵文化財センター及び市教育委員会文化財課が、資料調査については黎明館が担当している。

3 維持管理等及び保存修理、整備及び追加指定等に関する指導・助言機関

県及び市が、国史跡鹿児島城跡に対して行う諸施策の指導・助言機関として、令和5年度から、有識者及び地元代表者等で構成される「検討会議」（事務局：黎明館）を設置し、維持管理及び保存修理、整備及び追加指定等に関する指導助言を得ている。

この他、国史跡鹿児島城跡の諸施策を行う上で調整が必要な天然記念物城山の保存活用に係る行政機関として、鹿児島県立博物館、市公園緑化課がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

国史跡鹿児島城跡は、中世上山城跡を山城として、近世にはその麓に島津氏が居城を整備して拡張され、さらに近代の西南戦争も経験した重要な城郭である。

また、山城部分は、鹿児島市の市街地にありながら、地域の自然植生を示す希有な森林植生相が残っている都市公園であり、国の天然記念物に指定されている。

さらに、史跡指定地の一角は、黎明館や鹿児島県立図書館など、「かごしま文化ゾーン」となっている。

県が策定した「かごしま未来創造ビジョン」では、「地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興」を施策展開の基本方向の一つとし、「鶴丸城跡（現：鹿児島城跡）の保全整備と国史跡への指定により価値や魅力の向上を図るとともに、御楼門及び同城跡を生かした地域づくりや観光資源としての活用を図る」としている。

また、市が策定した「第六次鹿児島市総合計画」では、「豊かな個性を育み未来を拓く誇りあるまち」「文化財の適切な管理保全を行いながら、地域の歴史・文化資源を再評価・再発見できるよう、理解促進や魅力発信に取り組む」としている。

鹿児島県並びに鹿児島市は、このような豊かな環境を確実に次世代に引き継ぐとともに、地域の理解と協力を得ながら、中・長期的観点からの保存・活用のための計画的・継続的な取り組みを進めなければならない。

これらのことを踏まえ、国史跡鹿児島城跡の保存・活用の大綱を次のとおり定める。

- ・ 国史跡鹿児島城跡を将来にわたり適切に保存管理し、次世代に確実に継承する。
- ・ 国史跡鹿児島城跡の調査・研究を継続して本質的価値の更なる掘り起こし等を行い、国史跡鹿児島城跡の価値や魅力の向上を図る。
- ・ 国史跡鹿児島城跡を訪れた人々が、安全に史跡景観や自然景観に親しみ、その価値を理解できるよう、積極的な公開活用、整備及び情報発信を行う。



写真5-1 保全整備事業（H29）に伴う発掘調査の
現地説明会



写真5-2 「県民の日」での
石垣の現地説明

第2節 基本方針

本計画は、文化財保護法第109条に基づき昭和6年（1931）に天然記念物「城山」及び史跡「城山」として指定され、令和5年（2023）に、史跡のみ「鹿児島城跡」として追加指定及び名称変更された範囲を対象とする。

本計画の基本方針は、平成28年（2016）に鹿児島県及び「鶴丸城御楼門建設協議会」が作成した「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」で示された方針を原則としつつ、令和2年（2020）に鹿児島市が作成した「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」で示された方針を参考に、次のとおり示す。

1 保存管理の基本方針

国史跡鹿児島城跡の特色及び本質的価値を、天然記念物の本質的価値とともに、適切に保存管理し、地権者の理解と協力を得て追加指定を目指す。

2 活用の基本方針

調査等に基づく新たな情報を発信しつつ、地域の資産として、学習の場や観光資源など、広く来訪者や県民・市民に親しみと理解が得られる保存・活用策を充実させていく。

3 調査の基本方針

国史跡鹿児島城跡については、絵図等や発掘調査の成果などをもとに、史跡周辺区域における遺構の残存状況等を確認しながら、国史跡鹿児島城跡の範囲を明確にし、国史跡鹿児島城跡の本質的価値の向上を目指す。

4 整備の基本方針

- (1) 天然記念物の現状保存に配慮しつつ、遺構の保存と顕在化に努め、「中世上山城を城の中心とし、近世にはその麓が居城として拡張された」城跡及び「西南戦争を経験した」城跡の特色が伝わる整備を目指す。
- (2) 史跡本来の姿で保存することに努め、国史跡鹿児島城跡に関する建造物や遺構の復元整備等を進めるに当たっては、各種の学術的な調査と専門家検討会議等による検討を踏まえて慎重に実施する。
- (3) 上記項目の実施に向けて、国史跡鹿児島城跡の保存・活用のための将来像を計画する。また、具体的な整備や復元の際は、専門家の検討を踏まえ、天然記念物との関連性も念頭に、城跡のどの時期の姿を目指すか定める。

5 運営・体制の基本方針

国史跡鹿児島城跡の保存管理・整備活用においては、鹿児島県及び鹿児島市が連携して、主体となって維持管理を行うとともに、城跡の調査研究を長期的な展望をもって組織的かつ継続的に実施し、その成果に基づき、地域社会総がかりで取り組める仕組みや体制づくりを検討する。

第6章 保存管理の方法

第1節 日常的な保存管理

まず、日常的な保存管理については、現在も実施している県文化財保護指導委員や鹿児島市担当職員による巡視（堀については、鹿児島県担当職員による定点観測や巡視）を基本とする。

特に石垣については、鹿児島県担当職員が、鹿児島城跡石垣調査報告書及び石垣カルテによる定点観測を行い、石垣の変状等の把握、記録を行う。

巡視によって、き損及びその恐れのある箇所や遺構の変状等を把握した場合、該当箇所の管理者等は、市及び県を経由して文化庁へ報告するとともに、当該箇所への立入禁止措置等の安全確保やき損や変状の拡大防止のための応急措置を行う。

第2節 計画的な修理の実施

石垣や土塁などの地表に露出している遺構（地表展示を含む）や解説板など、経年劣化等により修理が必要な構成要素については、計画的に修理を行う。修理の際は、事前に発掘調査や文献調査等を行い、史跡の本質的価値を損なうことがないように注意して作業を行う。

なお、修理に際しては、天然記念物の保存にも十分に配慮することとする。

第3節 現状変更について

現状変更については、従前の計画からの大幅な変更はなく、「調査及び整備のための場合を除き、原則として現状変更を認めない」ものとする。ただし、遺構の修復、安全対策のための設備及び既存施設の維持管理のために必要な設備の改修については、遺構の保存措置を執ることを前提に必要な最低限の現状変更を認めることとする。

特に、史跡と天然記念物の指定範囲が重複する区域については、現状変更の内容を確認するにあたり、史跡の保存だけでなく、天然記念物の保存に対する影響についても確認することとする。

ただし、当該区域内において、例えば下表のような、史跡または天然記念物の保存に影響を及ぼすことが想定される状況が確認された場合は、専門家の検討や指導を踏まえた、保存に必要な必要最小限の対応をとることとする。

想定される事例	対応
土塁などの遺構上に生育している天然記念物が倒木して遺構をき損する恐れがある場合	遺構をき損する恐れのある樹木のみ、伐採または移植する。
天然記念物の繁茂によって、遺構が視認できなくなる恐れがある場合	天然記念物の生育に支障のない範囲で、遺構が視認できるよう剪定等を行う。
遺構の維持管理方法が天然記念物の保存に影響を及ぼす恐れがある場合	遺構の維持管理方法を再検討し、天然記念物の保存に影響を及ぼさない方法を採用する。

なお、現状変更の内容が、文化財保護法施行令第5条第4項第1項の各号に示された内容と合致する場合は、同施行令に則り、県教育庁及び市教育委員会が協議し判断する。

市及び県は、文化財保護法第120条に基づき、管理に必要な標識、説明板、標柱及び注意札、境界標、囲いその他の施設の設置を早期に行う。

また、次に掲げる現状変更については、文化財保護法第129条の4の規定による「現状変更の許可の特例」（現状変更等に係る手続きの弾力化）の適用を受けて実施する。

- ・小規模施設（排水溝、地下ケーブル、柵等）の設置・改修に伴う保存目的の試掘・確認調査

第4節 地区区分の設定及び地区毎の現状変更取扱い基準

（図6-1及び表6-1）

本計画における対象区は約24haに及び、市有地、国有地（市管理）、県有地及び民有地である。このため、指定地を次の3地区に区分し、史跡及び天然記念物の保存を前提として、各地区の現状変更等の基本的な取扱い基準を次のとおり定める。

A地区 国史跡鹿児島城跡及び天然記念物城山の指定範囲が重なっている範囲

B地区 国史跡鹿児島城跡の指定範囲（A地区を除く）のうち市有地（市管理地を含む）及び県有地

C地区 国史跡鹿児島城跡の指定範囲（A地区を除く）のうち民有地

なお、従前の計画では、「鹿児島城の範囲」を基準として指定地外の取扱いについても記載しているが、本計画では、地区区分は、本計画の対象範囲に対して設定する。指定地外の取扱いについては、次節において整理する。

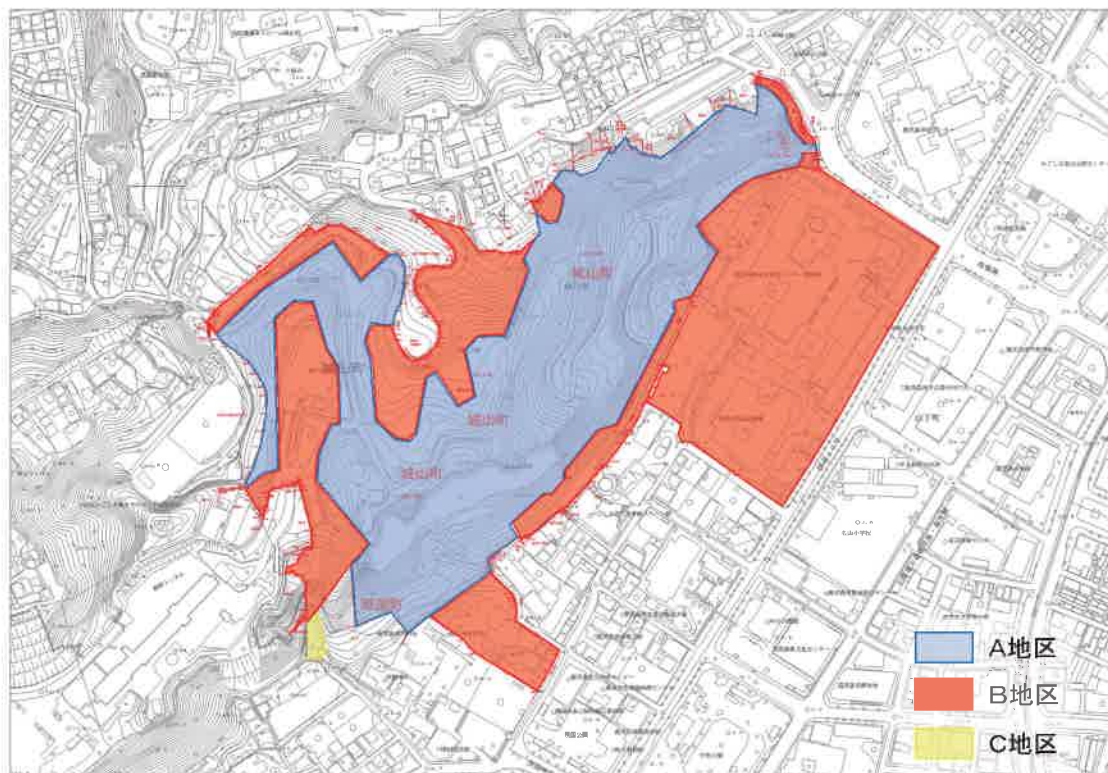


図6-1 保存管理地区区分図

表 6-1 現状変更取扱い基準（A 地区）

	取扱い基準
	A 地区
保存目的の発掘調査	史跡の研究・保存活用・整備に資するもので、遺構及び天然記念物の保存が計画された調査については認める。
整備事業	発掘調査、資料調査等の成果に基づく内容で、遺構及び天然記念物の保存が計画された事業は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。
防災事業	自然災害等による史跡及び天然記念物のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡及び天然記念物の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。
地形の改変	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物への影響が軽微と判断される場合、保存目的の発掘調査・整備事業・防災事業に伴う一時的な改変については認める。
建築物の新築、改築、増築、除去	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物の保存管理・活用・整備に資するもの及び防災上必要なもので、史跡及び天然記念物、またそれらの景観への影響が軽微な場合は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の承認を得ることとする。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。
工作物の新築、改築、増築、除去	解説板等史跡及び天然記念物の保存活用に資するもの、及び防災上または施設の維持管理上必要なものについては認める。 遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議及び鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会の指導助言を得ることとする。 電柱、電線については、原則として新設を認めない。改修の際は、史跡及び天然記念物の景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。
仮設工作物の一時設置	防災又は災害復旧、もしくは史跡又は天然記念物の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、イベント等の内容等を十分検討し、必要最小限の範囲で認める。 仮設工作物を設置する際は、杭打ちなど地下遺構及び天然記念物に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、安全対策上などやむを得ない場合で、地下遺構及び天然記念物への影響が軽微な場合に限り、必要最小限の範囲において認める
地下埋設物の設置、改修	史跡及び天然記念物の保存活用に資するもの及び防災上または施設の維持管理上必要なものは認める。 なお、計画地での事前の発掘調査等の結果、地下遺構や天然記念物が発見された場合は、これらを現状保存し、計画変更を図るものとする。
木竹の伐採、抜根、植栽	原則として認めない。 ただし、史跡及び天然記念物の維持管理上及び防災上やむを得ない場合は、規模や方法等に応じて鹿児島市城山公園の保全及び活用に関する検討委員会及び国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の指導助言を得て実施する。 抜根は、遺構への影響がない、または遺構の保護措置を行った場合は認める。
市道の新設、拡幅、改修	原則として新設及び拡幅は認めない。 既設道路の維持管理のための改修等については、事前の発掘調査等を実施し、史跡及び天然記念物の保存に影響がない工法、材料の場合は認める。

表 6-2 現状変更取扱い基準（B、C地区）

	取扱い基準	
	B地区	C地区
保存目的の発掘調査	史跡の研究・保存活用・整備に資するもので、遺構の保存が計画された調査については認める。	
整備事業	発掘調査、資料調査等の成果に基づく内容で、遺構の保存が計画された事業は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。	
防災事業	自然災害等による史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。	自然災害等による土地及び施設等の被災防止及び史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。 上記事業のうち遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。
地形の改変	原則として認めない。 ただし、史跡への影響が軽微と判断される場合、保存目的の発掘調査・整備事業・防災事業に伴う一時的な改変については認める。	自然災害等による土地及び施設等の被災防止及び史跡のき損・衰亡の拡大防止措置として、史跡の保存に配慮された事業は認める。遺構、地形や景観等への影響が懸念される場合は、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。
建築物の新築、改築、増築、除去	原則として認めない。 ただし、史跡の保存管理・活用・整備に資するもの及び防災上必要なもので、史跡及び天然記念物、またそれらの景観への影響が軽微な場合は認める。 原則として、事前に国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の承認を得ることとする。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。	新築については、原則として認めない。 既存建物の改築・増築・除去については、現状変更について、事前に市教委及び県教委と協議する。
工作物の新築、改築、増築、除去	解説板等史跡の保存活用に資するもの、及び防災上または施設の維持管理上必要なものについては認める。 遺構、地形や景観等への影響が懸念されるものについては、国史跡鹿児島城跡保存活用専門家検討会議の指導助言を得ることとする。 電柱、電線については、原則として新設を認めない。改修の際は、史跡景観に配慮したものとなるよう設置者に働きかける。 なお、除去については、事前に市教委及び県教委と協議の上、市教委及び県教委の担当職員の立会のもと行う。	
仮設工作物の一時設置	防災又は災害復旧、もしくは史跡の活用を目的としたイベント等における一時的な仮設工作物の設置は、イベント等の内容等を十分検討し、必要最小限の範囲で認める。 仮設工作物を設置する際は、杭打ちなど地下遺構に影響を及ぼす行為は原則として認めない。ただし、安全対策上などやむを得ない場合で、地下遺構への影響が軽微な場合に限り、必要最小限の範囲において認める	
地下埋設物の設置、改修	史跡の保存活用に目的とするもの及び防災上または施設の維持管理上必要なものは認める。 排水溝等、既存設備の維持管理に必要な改修は、遺構の保存を前提に認める。 なお、計画地での事前の発掘調査を実施し、地下遺構が発見された場合は、これらを現状保存し、計画変更を図るものとする。	
木竹の伐採、抜根、植栽	伐採については、史跡の維持管理、保存活用上及び防災上必要な範囲において認める。 抜根は、遺構への影響がないこと、または遺構の保護措置を行った場合は認める。 植栽は原則として認めない。	
市道の新設、拡幅、改修	原則として新設及び拡幅は認めない。 既設道路の維持管理のための改修等については、事前の発掘調査等を実施し、史跡の保存に影響がないことが確認できた場合は認める。	

第5節 指定地外の構成要素

専門家検討会議の検討を踏まえて絵図等から想定した「鹿児島城の範囲」について、周知の埋蔵文化財包蔵地になっているのは6か所である。市及び県は、土地所有者の理解のもと、機会をとらえて発掘調査等を実施して地下遺構等に関する情報収集を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の検証・修正及び新規の埋蔵文化財包蔵地の把握と周知に努めるものとする。

また、絵図や出土遺物の管理者は、引き続き適切な維持管理に努めるものとする。

第6節 中心市街地における景観の保存

現在、史跡指定地の一部（黎明館、県立図書館及び探勝園）は、市が定める「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において位置づけられている「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって建築物の建築等について景観形成基準を設けている地域である。

市の関係機関は、今後も上記計画等に基づき都市基盤整備等が計画された場合には、史跡及び天然記念物の文化財的価値を踏まえた改訂がなされるよう務めるものとする。

第7節 構成要素ごとの保存管理方法

1 本質的価値の構成要素

分類	種別（上段）及び構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・土塁、曲輪、切岸、空堀 ・西南戦争の堡塁跡	- 地下に保存されている構成要素 - これらの構成要素は、地下に保存されていることから、保存管理方法としては現地保存を基本とし、定期的な巡視により自然災害や人為的な原因による露出や崩壊の早期発見に努める。
	大手口 ・地下遺構、石段、排水溝	
	登城道 ・石段、排水溝、枡形	- 地表に露出している構成要素 - これらの構成要素は、地表に露出しているために破損等の懸念があるが、排水溝など現在の日常生活に使われている遺構もあることから、保存管理の方法としては、目視による定期的な巡視を基本とする。
	水利施設 ・近衛の水、市道沿いの湧水	
	急峻に切り立つ旧地形 ・切岸に利用された急斜面	
「居館」地区	本丸跡 ・地下遺構、礎石等 ・石垣及び背面構造 ・排水溝、本丸御庭の石材等	※ただし、石垣については、平成29年度以降、ゲージを設置して定期的（2～3か月に1回）に実施している経過観察及び災害発生時（豪雨、地震や事故等）の臨機的観察とともに、堀を含めた日常的な維持管理（清掃、樹木等管理（着生植物の除去等）、堀の水位観察・水生植物等管理）を実施するなかで、変状等の早期発見に注意する。 さらに、これらの観察結果については、記録に残すとともに、必要に応じて、令和5年に作成した「石垣カルテ」の内容の追加・更新に用いることとする。
	二之丸跡 ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地	

2 本質的価値に準じる価値の構成要素

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」 地区	本丸、二之丸跡 ・西郷軍本営跡 ・植生（天然記念物）	- 目視による定期的な巡視を行い、構成要素の劣化や汚損等の早期発見に努める。 - また、劣化等を発見した場合、必要に応じて応急措置をとる。
	大手口	
	登城道 ・植生（天然記念物）	
	水利施設 ・植生（天然記念物）	
「居館」 地区	本丸跡	
	二之丸跡	
両地区共通	城絵図・城下絵図等 ・鹿児島城跡関連文書 ・城絵図・城下町絵図・錦絵 ・古写真	所有者又は管理者は、これまで実施してきた管理方法等を継続し、引き続き適切な維持管理に努める。
	発掘調査の出土遺物等 ・茶道具、陶磁器、石材、瓦 ・黎明館所蔵の鹿児島城跡関係資料 ・西南戦争で使用された砲弾・銃弾等	
	地形、地質	- 地質的に、史跡及び天然記念物のき損や変状が発生しやすいため、定期的な巡視に加えて豪雨等の自然災害が発生した場合は、臨時の巡視も行い、き損等の早期発見に努める。 - き損等を発見した場合は、作業の安全を確保した上で、き損の拡大防止や崩落土砂等の撤去など、必要な応急措置をとる。
	・火山灰台地 ・火砕流堆積層、城山層	

3 本質的価値以外の構成要素

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	保存管理の概要
「城山」地区	本丸、二之丸跡 ・石仏十三体、行幸記念碑、中芥義芳碑	・目視による定期的な巡視を行う。 ・劣化等が確認された場合は、設置者等に連絡し、対応を依頼する。
	・解説板	
	・市道及び関係施設	
	・便益施設、駐車場、商店等	
	大手口	
	・砂防ダム	
	登城道	
	・フェンス、解説板	
「居館」地区	水利施設	
	・解説板	
	急峻に切り立つ旧地形	
	・治山施設	
	本丸跡	
	・御楼門、石垣構造の展示物、篤姫像等	
	・黎明館、旧制七高施設	
「居館」地区	二之丸跡	
	・三公銅像、ニコラス殿下碑等	
	・県立図書館	

4 指定地外の構成要素

分類	種別（上段）及び 構成要素（略述）	現 状	課 題
「城山」 地区周辺	本丸、二之丸跡 ----- ・上山城跡 ・新照院口、岩崎谷口等 ・西郷洞窟、西南戦争の堡 壘跡等 ・西郷隆盛終焉の地 ・城山ホテル鹿児島	宅地造成工事規制区 域	・発掘調査、資料調査等の実施に よる遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直 し、新規設定
	大手口 -----	宅地造成工事規制区 域、都市公園	・未指定範囲の、史跡（及び天然 記念物）への追加指定
	登城道 ----- ・石段、排水溝	市道照国神社上線、 都市公園、森林地域、 宅地造成工事規制区 域	
	水利施設 -----	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域	
	急峻に切り立つ旧地形 -----	都市公園、保安林、 宅地造成工事規制区 域、急傾斜地崩壊危 険区域	
「居館」 地区周辺	本丸跡 ----- ・御厩跡 ・南北の堀 ・鹿児島医療センター	宅地造成工事規制区 域、景観計画区域	・発掘調査、資料調査等の実施に よる遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直 し、新規設定 ・施設の取扱い
	二之丸跡 ----- ・外御庭等の地下遺構 ・石垣及び背面構造 ・探勝園の園地		
「城下」 地区周辺	・名山遺跡、垂水・宮之城 島津家屋敷跡、鹿児島城 跡（犬追物馬場・火除 地）、造士館・演武館跡 ・南北の堀		・発掘調査、資料調査等の実施に よる遺構等の確認 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の見直 し、新規設定

第7章 活用の方法

第1節 鹿児島城の本質的価値を理解するための活用

史跡全体の活用の方向性としては、次の点を基本とする。

なお、従前の計画においても、調査研究に基づく情報発信、地域資産・観光資源や学習の場などの活用方針が示されている。

国史跡鹿児島城跡の本質的価値である3つの要素が、県民・市民に理解されるように取り組む。

中でも、城山部分と居館部分とが一体となった、中世以来の屋形造りを範として天守を築かない城づくりを行っていたことについて、県民・市民がイメージできるように様々な取組を行う。

石垣については、安全面や管理面等を考慮しつつ、石垣の特徴、構築技術や西南戦争の痕跡など、国史跡鹿児島城跡の本質的価値の顕在化・情報発信に努める。

県及び市は、修復及び整備等に伴う発掘調査、文献等の資料収集やフィールドワーク等による史跡及び天然記念物に関する調査の成果を報告書にまとめるとともに、適宜、シンポジウム、展示や講座等の開催を通して広く県民・市民に公開し、その本質価値に関する理解増進が得られるように取り組む。

第2節 観光資源としての観点からの活用

国史跡鹿児島城跡及び天然記念物城山は、面積が広大であることから、理解増進のため、境界柱の打設や説明看板等の設置は早期に取り組む必要がある。

なお、説明看板等は、統一的なデザインを採用するとともに、調査・研究の進展に伴い随時更新して、県民・市民等が史跡の文化財的価値を理解できるよう努めるものとする。

石垣については、「意匠・形態」、「技術・技能」、「材料・材質」、「機能・用途」、「精神性」の5つの属性に基づき、石垣から読み取ることのできる国史跡鹿児島城跡の本質的価値について、正確に情報提供する。

史跡内、及び史跡と黎明館等ガイダンス施設との導線や周遊ルートについては、既に市道城山登山線等が整備されていることや、天然記念物の保存の点から、当面は現状の設備を用いて活用することとする。

ただし、整備等に向けた発掘調査の成果によって、活用のために新たな周遊ルートを設定する必要がある場合には、史跡や天然記念物の保存と調整しつつ、ルートを設定する。

ガイドブック、県及び市のホームページ等のSNSや鹿児島城VRアプリ等における内容の更新や多言語化とともに、ボランティアへの研修等の充実を図り、周知広報の充実を図る。

国史跡鹿児島城跡は、本県の日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」の構成文化財となっていることから、この事業を利用した活用に取り組むこととする。

黎明館及び県立図書館は、関連する資料や出土遺物の展示など、史跡の理解増進を具体的に担うガイダンス施設としての機能を有するものとする。

県立博物館や市立美術館など「かごしま文化ゾーン連絡会」等と連携して「歴史・文化ゾーン」の活用に取り組む。また、「かごしま文化ゾーン連絡会」構成施設においても、企画展示など各施設の設置目的等と史跡及び天然記念物との関連を探り、その成果をこれらの理解増進に繋げるなどの取組を行う。

国史跡鹿児島城跡の本質的価値のひとつである「日本の近代化の証左」については、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と関連する部分があることから、連携して活用に取り組む。

第3節 学校教育・生涯学習・地域連携の観点からの活用

県立博物館など「かごしま文化ゾーン連絡会」の事業を通して、史跡や天然記念物を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成に取り組む。特に、史跡に隣接する学校では、史跡を使った体力作りなどが従来から行われているため、引き続き協力する。

また、学校や利用者の了解が得られた場合は、活用の一例として利用方法などを発信する。

遠足など教育旅行についても、黎明館など「かごしま文化ゾーン連絡会」構成機関で積極的に受け入れる。その際、VRアプリを活用した紹介や国史跡鹿児島城跡を巡る展示解説コースの設定などにより、国史跡鹿児島城跡の理解増進に努める。

石垣については、往時の技術（伝統的技法・在来工法・道具等）が県民・市民に理解できるよう工夫を行うとともに、これら技術を継承する場としても国史跡鹿児島城跡の石垣を活用できるようにする。

また、石垣の石材であり、地域を代表する石でもある溶結凝灰岩について、地学的関心をはぐくむ場としての活用も図る。

「天然記念物城山」については、近世の植樹、近代以降の戦火や火災を経ながら希有な森林植生相が保存されてきたことなど、史跡と天然記念物の関係について、県民・市民の理解増進が得られるように取り組む。

第4節 中心市街地における街づくりの観点からの活用

現在、史跡指定地の一部（黎明館、県立図書館及び探勝園）は、鹿児島市が定める「鹿児島市中心市街地活性化基本計画」において位置付けられている「歴史・文化ゾーン」に含まれているとともに、「歴史と文化の道地区景観計画」によって建築物の建築等について景観形成基準を定めている地域である。

鹿児島市の関係機関は、上記計画に基づく事業が実施される場合には、視点場からの眺望の確保など、引き続き、史跡及び天然記念物の文化財的価値に配慮されたものとなるよう努めるとともに、上記計画が改訂される場合には、史跡及び天然記念物の文化財的価値を踏まえた改訂について検討するものとする。

また、「歴史・文化ゾーン」に含まれる県の各施設は、市の計画及び計画に基づき実施される諸事業に、各施設の設置規則等の範囲内で協力するが、諸事業の内容が史跡景観及び天然記念物保全の向上等に著しく寄与するものである場合は、事業への協力のため、必要に応じて、設置規則等の改訂等について検討する。

第8章 調査の方法

第1節 調査の方針及び主な対象

1 基本方針について

国史跡鹿児島城跡は、指定範囲が広大で構造や変遷について詳細が解明されていない部分が多いため、検討会議の指導や文化庁の助言のもと、測量調査、発掘調査や資料調査を計画的かつ継続的に行い、構造や変遷の詳細について分析し、史跡の本質的価値などの維持向上を目指す。

2 城山部分及び居館部分について

令和6、7年度に実施した測量調査及び縄張調査の成果をもとに、整備計画と調整しつつ指定地内での発掘調査を計画的に行う。

特に、城山部分については、山城の構造や中世上山城からの変遷の解明及び近代以降の変遷など、居館部分については、絵図等の内容の確認・照合、黎明館及び県立図書館の建設時に実施された発掘調査に係る遺構や近代化事業に伴う遺構の残存状況等の把握、近代以降の変容の解明などを目的とする。

探勝園については、遺構等の残存状況が不明であることから、計画的に発掘調査を進め情報の収集に努める。

3 石垣について

石垣の修復・復旧整備等を行う場合は、「石垣」という国史跡鹿児島城跡の本質的価値の構成要素を正しく把握するために、安全上可能な限り事前の発掘調査等を行い、背面を含めた構造等の把握・情報収集に努める。

石垣の発掘調査は、鹿児島城跡石垣調査報告書第5章の内容を踏まえ、専門家検討会議や文化庁の指導助言のもと、慎重に実施することとする。

地下水位の調査を再開し、石材等に及ぼす影響等について調査分析を行う。

4 出土遺構及び遺物等について

保存や整備目的で行う発掘調査によって発見された遺構は、必要最低限の調査等を行い、現地保存する。また、調査に伴う遺構の掘削は、必要最小限に止めるものとする。

上記調査によって出土した遺物や記録図面類は、調査実施機関が、遺失物法や著作権法等に基づく必要な法的手続を行い、保管し管理する。

5 資料（文献・絵図等）について

資料調査については、黎明館や県立埋蔵文化財センターが令和3年度にまとめた鹿児島城跡に関する報告書や、鹿児島城跡石垣調査報告書における資料調査の成果も踏まえて、黎明館が主体となって、県立図書館等と連携して計画的かつ継続的に収集や分析を行い、発掘調査成果等との比較研究等を実施する。

6 調査成果の取扱いについて

調査実施者は、専門家検討会議や文化庁の指導等に基づき、調査終了後は速やかに資料等の分析や研究を行い、報告書等にまとめて公表するものとする。

7 国史跡鹿児島城跡への追加指定について

各種調査の結果判明した城跡の範囲のうち、遺構が良好に残っている文化財未指定区域については、土地所有者の理解等、条件が整った区域について追加指定を目指すものとする。

場合によっては、追加指定に向けた手続を開始する前に、県教育委員会が当該区域を周知の埋蔵文化財包蔵地に決定したり「指定相当の埋蔵文化財」に登録することを検討する。

第2節 調査の役割分担の整理

第1節にあげた調査等は、専門家検討会議など専門家の指導のもと、担当者会議の事務局が、黎明館、県立埋蔵文化財センター、鹿児島市教育委員会と調整し、これら3機関が連携して実施することとする。



写真 8-1 上：本丸大奥跡（県埋セ報告書(215)）、
下左：石垣変状調査、下右：鹿児島城跡出土瓦（県埋セ報告書(214)）

第9章 整備の方法

第1節 史跡整備の全体の方向性について

国史跡鹿児島城跡の本質的価値である3つの要素が、県民・市民に理解される整備を目指す。中でも、居館部分と城山部分とが一体となって城郭を形成していることについては、県民・市民が理解できるよう特に工夫する。

整備に際しては、天然記念物城山の保存活用計画等を踏まえるなど、天然記念物の保存対策にも配慮することとする。

第2節 来訪者や地域住民が親しみ活用するための整備

1 保存のための整備

まずは、石垣調査報告書の危険度評価を基に、維持管理のための整備を行う。石垣各面の3次元測量等を実施して現状を把握しておくとともに、必要な箇所について発掘調査を実施して背面を含めた構造や技法等に関する情報を収集して、確実な復元整備を実施できるように備える。石垣や石垣周辺に生育している樹木についても、倒木による人命財産への被害や石垣崩壊等の誘発について懸念があるため、樹木の専門家の意見を踏まえ、必要に応じて伐採等を行う。

その上で、石垣調査報告書で「危険度が高い」と判定された石垣について、優先して修復整備を行う。

修復整備を行う際は、本質的価値の保存に万全を期するため、可能な限り伝統的な技法や在来工法により実施する。使用石材については、可能な限り旧材を用い、やむを得ない場合を除き、旧材に対する加工・補修は避ける。また、やむを得ず新材を用いる場合は、専門家の検討を踏まえ旧材と同質の材を用いることとする。その際は、旧材と区別できるようにする。

これらの作業は、整備報告書にまとめるとともに石垣カルテに記入し、整備記録として、災害発生時の原因究明や将来の再整備等に備える。

「城山」地区など、自然災害に伴う斜面崩落への対応としては、地質の特性上、城の構造や地形の維持等を目的とした予防的な法面保護工事が難しいことから、崩壊箇所の復旧（侵食防止のみ）を基本とする。復旧工事は、崩壊箇所の管理者が、事前に文化庁長官の許可を得た後、県及び市の文化財担当部局職員の指導・立会の下で行う（崩壊箇所が兼用工作物であった場合は、そのいずれか効用の大きい施設の管理者が工事を行う）。なお、崩落の予兆等が確認できた場合は、関係機関と対応について協議する。

2 活用のための整備

整備する時期や遺構の内容等については、発掘調査や資料調査等の成果に基づき、専門家検討会議等の意見を踏まえて設定する。

なお、遺構等を復元整備する場合は、当面の間、現存する資料等に基づき幕末頃を基準とする。

「城山」地区については、天然記念物の指定地を含むこと等を踏まえ、既存の市道

(散策路)や施設を最大限活用しつつ、専門家からの指導助言や関係機関との協議等に基づき、見学地等の安全対策と天然記念物の保存及び遺構の顕在化との両立を目指した整備を行う。

「居館」地区については、最近の発掘調査成果等をもとに、庭園等の施設の復元に取り組むとともに、統一的な解説板の設置や測量調査で得られた3次元データを用いた立体模型やVR技術による解説など、県民・市民等の理解増進に向けた整備を行う。

国史跡鹿児島城跡の歴史的建造物を建設することとなった場合は、資料が少ないことから、御楼門建設の場合と同様、専門家による委員会等を設置した上で、資料と発掘調査成果、予定地への耐圧試験等の史跡の保存に必要な試験や現存する関連建造物の情報などをもとに慎重に検討し、地下遺構や石垣等の保存への影響を回避しつつ建設するものとする。

また完成後は、建造物の内部も見学等に活用できるよう、法的かつ技術的な対策を講じる。

黎明館、県立図書館については、本県の文化施設の中核であるとともに、鹿児島城に関する資料の保管・展示を行う施設としての役割を担っている。

今後両施設の老朽化等に伴う建替等の時期が来た際には、国史跡鹿児島城跡の新たなガイダンス施設の在り方や、鹿児島城の跡地が県の文化施設の場所として活用されてきた「歴史」なども踏まえながら、取扱いについて検討することとなる。



図9-1 上：鹿児島城の想定再現模型、下：本丸庭園のCG再現

第10章 運営・体制の整備等

第1節 運営・体制の整備方針

国史跡鹿児島城跡の保存管理等については、所有者の理解と協力のもと、保存管理等の業務を担う県及び市の関係課等が、引き続き「担当者会議」を設置して保存管理等の運営・体制の主体となり、検討会議や文化庁の指導・助言等を得ながら一体となって進める。

また、県及び市の関係課等が保存管理等を進めていくためには、関係課等の事業が担当者会議により適切に調整されていくことが望ましいことから、同会議の事務局（黎明館及び文化振興課）には、文化財行政や土木行政等に関する高い専門性が求められる。

この点を踏まえ、黎明館または文化振興課は、文化財行政を経験した学芸員（埋蔵文化財専門職員及び教職員等を含む）、土木部技術職員及び事務職員で構成される専門部署の設置について検討する。

市の関係課においても、国史跡鹿児島城跡の保存管理等を適切に運営できる体制を整備するよう努める。

第2節 運営・体制の役割分担の整理

県及び市の関係課等は、本計画を踏まえ、「担当者会議」の場で緊密に連携して、史跡全体を一体的に保存管理していく。また、事務局が行う本計画の見直しに協力する。なお、保存管理の案件によっては、当該案件の専門家、観光振興及び災害対策を所管する県及び市の関係部局等とも協働する場合がある。

「担当者会議」の事務局は、県及び市の教育委員会及び文化庁の助言を得ながら、担当者会議の運営、本計画の進行確認及び見直しを行う。また、本計画の見直しに応じた「担当者会議」の構成の見直しも行う。

黎明館は、国史跡鹿児島城跡の保存管理等に関する取組み等について指導を得るための検討会議を開催する。

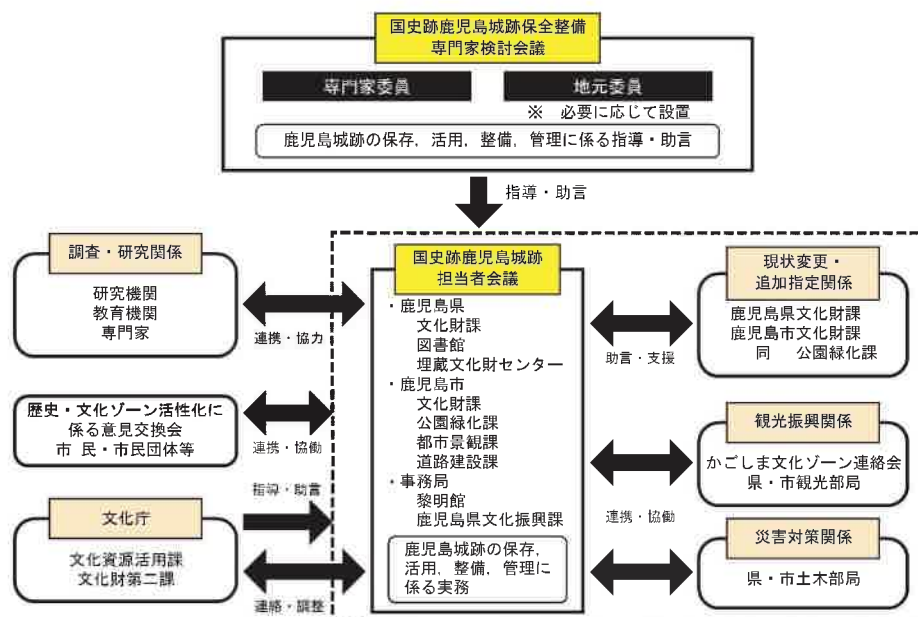


図10-1 専門家検討会議等、運営・体制相関図

第11章 施策の実施計画

第6章から第10章に定めた、国史跡鹿児島城跡の保存管理、調査や整備等に関する方法を具体化するための実施時期等をまとめた。（表11-1）

なお、国史跡鹿児島城跡は、県、市、地元住民等が連携して保存管理に取り組んでいく運営・体制を採用しているため、各表には、目安としての主な実施主体も明示した。

まず、令和8年度から令和12年度までの前期では、整備基本計画の策定及び石垣の3次元測量調査、文化財保護法第120条に基づく管理に必要な標識等の設置及び必要な測量を行う。

危険度が高いと判定された石垣の修復は、文化庁や専門家の指導助言のもと、整備基本計画の策定と並行して基本設計等を開始し、策定後なるべく早期に修復整備に着手する。修復に伴う発掘調査と支障木の伐採等も、基本設計の進捗等に即して、事前に開始する。また、実施できるところから説明板等の整備も行う。

次に、令和13年度から令和17年度までの中期では、石垣の修復整備や修復等に伴う発掘調査が事業の中心となる。さらに、「城山」地区の散策道の必要な整備、従前の発掘調査等の成果に基づく遺構等の復元展示やAR等を用いた説明等の整備に向けた準備など、石垣以外の整備事業にも着手する。

また、国史跡鹿児島城跡の本質的価値の向上を目的とした指定地内の発掘調査や資料の収集・分析等の調査事業を開始する。

なお、令和14年度は国史跡鹿児島城跡の追加指定10周年となることから、10周年にちなんだガイドブック等の作成やシンポジウム等の開催を行う。

また、令和17年度は、保存活用計画策定から10年を経過することから、令和17年度を目処に、各事業や各種調査の状況等を踏まえて計画の必要な改定を行い、県民・市民の、国史跡鹿児島城跡に関する理解増進が継続して図られるよう取り組む。

令和18年度から令和22年度は後期とし、改定された保存活用計画のもと、令和20年度頃を石垣調査報告書で「最も危険度が高い」と評価された石垣の修復整備終了の目途とする。また、発掘調査等の各種調査を継続しつつその成果を遺構や遺物の展示等の改訂や本丸庭園の復元等の整備事業を本格化させるとともに、市の都市計画への国史跡鹿児島城跡の本質的価値の反映についても検討していくこととする。

これらの事業については、文化庁の補助制度を中心に、様々な助成制度を活用して財源の確保に努めるものとする。

表11-1 実施計画

項目		前 期					中 期					後 期					主な実施主体		
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	県	市	その他関係者
整備基本計画策定																	○	○	
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)																○		
	遺構管理																○	○	
	植生管理 (史跡管理関係)																	○	
	境界測量、標識等設置																○	○	
	災害対応																○	○	
	現状変更等事務																○	○	
活用	解説板等整備																○	○	
	ガイドブック等作成																○	○	
	講座・シンポジウム等																○	○	
	観光・教育等普及啓発																○	○	○
	歴史・文化ゾーン活動																○	○	○
	史跡等の本質的価値を 生かした街づくり																	○	○
調査	石垣(3D測量、発掘 調査、地下水位調査)																○		
	指定地内発掘調査																○	○	
	資料等収集、分析																○	○	
	国史跡追加指定																○	○	○
	土地の公有化																○	○	○
整備	石垣設計修復																○		
	公園散策道(市道)																	○	
	遺構等展示																○	○	
	A R等を用いた説明																○	○	
	本丸庭園の復元																○	○	○
	災害対策																○	○	
	建造物復元																○	○	○
	史跡等の本質的価値を 生かした街づくり																	○	○
運営・体制	専門家検討会議																○	○	○
	県及び市の関係各課等 (担当者会議)																○	○	
保存活用計画の改定																	○	○	○

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

経過観察とは、国史跡鹿児島城跡の保存活用に関して、前章までにまとめた「保存・管理」、「活用」、「調査」、「整備」、「運営・体制」の各計画の実施状況について、定期的に経過観察（モニタリング）を実施することである。

具体的には、各計画の進捗状況を把握するための指標を定め、それらの指標に基づき定期的に点検していく。

これらの結果は、「担当者会議」の構成機関で共有し、整備や活用等の事業の見直しや保存活用計画の改定など、国史跡鹿児島城跡の保存活用に係る施策等の効果的な推進を図る。

第2節 経過観察の方法

1 関係機関による点検

経過観察は、「担当者会議」構成機関が、各保存活用計画の進捗状況を把握するための指標をまとめた表12のうち所管する事業について点検し、「担当者会議」事務局（県文化振興課）が取りまとめることとする。

2 検証、評価

点検結果は、「担当者会議」で共有するとともに、「専門家検討会議」や文化庁に報告し、評価及び指導助言を得る。

3 対策

「担当者会議」構成機関は、点検結果に対する専門家等からの評価等を踏まえ、実施中の諸事業について必要な見直しや改善策などを講じる。なお、点検結果等の内容によっては、「かごしま文化ゾーン連絡会」構成機関とも共有し、改善策等への協力を依頼する。

また、これらの評価や対策等は、保存活用計画の全般的な改定の際の検討材料に用いる。

表12-1 自己点検表

項目	実施例	取組状況			
		未着手	実施中	実施済	備考
保存管理	石垣モニタリング (カルテの追加・修正)	ゲージの確認を行っているか			
		確認結果等をカルテに反映させているか			
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	遺構管理	保存状態が適切に維持されているか			
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	植生管理 (史跡管理関係)	遺構・石垣の保存に影響を及ぼす草木類の有無及び状況を確認しているか			
		保存管理について関係者や関係機関と連携を図っているか			
	境界測量、標識等設置	境界確定の測量ができているか			
		境界標は打設されているか			
		必要な標識等が設置されているか			
	災害対応	災害対策・安全確保策は十分なされているか			
	現状変更等事務	申請手続等について周知しているか			
		内容等について事前に文化庁と確認しているか			
		その他、法、条例等に基づく保存管理がなされているか			
	解説板等整備	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか			
		適切な場所や個数で設置されているか			
		外国人向けの対応がなされているか			
		史跡等が地域の財産・資源である視点が盛り込まれているか			
活用	ガイドブック等作成	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか			
		外国人向けの対応がなされているか			
	講座・シンポジウム等	史跡等の本質的価値や調査成果が反映されているか			
	観光・教育等普及啓発	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか			
	歴史・文化ゾーン活動	史跡等を周知するための展示やイベントが行われているか			
	史跡等の本質的価値を生かした街づくり	街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか			
		史跡等が、観光や教育など地域振興の資源と位置づけているか			
		史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか			
調査	石垣 (3D測量、発掘調査、地下水位調査等)	保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか			
		発掘調査については、調査中を含め適切に公開しているか			
	指定地内発掘調査	保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか			
		調査中を含め、適切に公開しているか			
	資料等収集、分析	保存活用計画、整備基本計画等に即して計画的に実施しているか			
		調査成果(途中経過含む)を、展示等で適切に公開しているか			
	国史跡追加指定	諸調査等の成果に基づき、検討しているか			
		土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか			
	土地の公有化	諸調査等の成果に基づき、検討しているか			
		土地所有者の理解と協力を得られるよう努めているか			

項目		実施例	取組状況			
			未着手	実施中	実施済	備考
整備	石垣設計修復	保存活用計画、整備基本計画等に即して整備しているか				
		整備内容等をカルテに記録しているか				
		整備状況を適切に公開しているか				
	公園散策道(市道)	史跡、天然記念物の保存に影響がないよう整備しているか				
		史跡等の保存や景観に配慮した工法、材料等を採用しているか				
	遺構等展示	諸調査等の成果に基づく展示となっているか				
		天然記念物に配慮した展示となっているか				
	AR等を用いた説明	諸調査等の成果に基づく内容となっているか				
		外国人向けの対応がなされているか				
	本丸庭園の復元	諸調査等の成果に基づく内容となっているか				
	災害対策	巡視等による予兆の確認、関係機関との協議を行っているか				
		崩壊箇所への立入禁止、復旧等を行っているか				
	建造物復元	専門家による委員会等を開催し指導・助言を得ているか				
		諸調査等の成果に基づく内容となっているか				
運営・体制	史跡等の本質的価値を生かした街づくり	街づくりに史跡等の本質的価値を生かしているか				
		史跡等が、観光や教育など地域振興の資源と位置づけているか				
		史跡等の景観を維持向上させる計画となっているか				
	専門家検討会議	整備計画等について、適切に会議を開催し指導・助言を得ているか				
		事業等について、確実に報告し、助言等を得ているか				
	県及び市の関係各課等(担当者会議)	構成機関相互の連携がとれているか				
		関係者との連携がとれているか				
		各事業の関係部署との必要な連携がとれているか				
		構成機関は保存活用に関する予算確保に向けて取り組んでいるか				
	保存活用計画の改訂	諸調査の成果を踏まえた検証、見直しを適切に行っているか				